

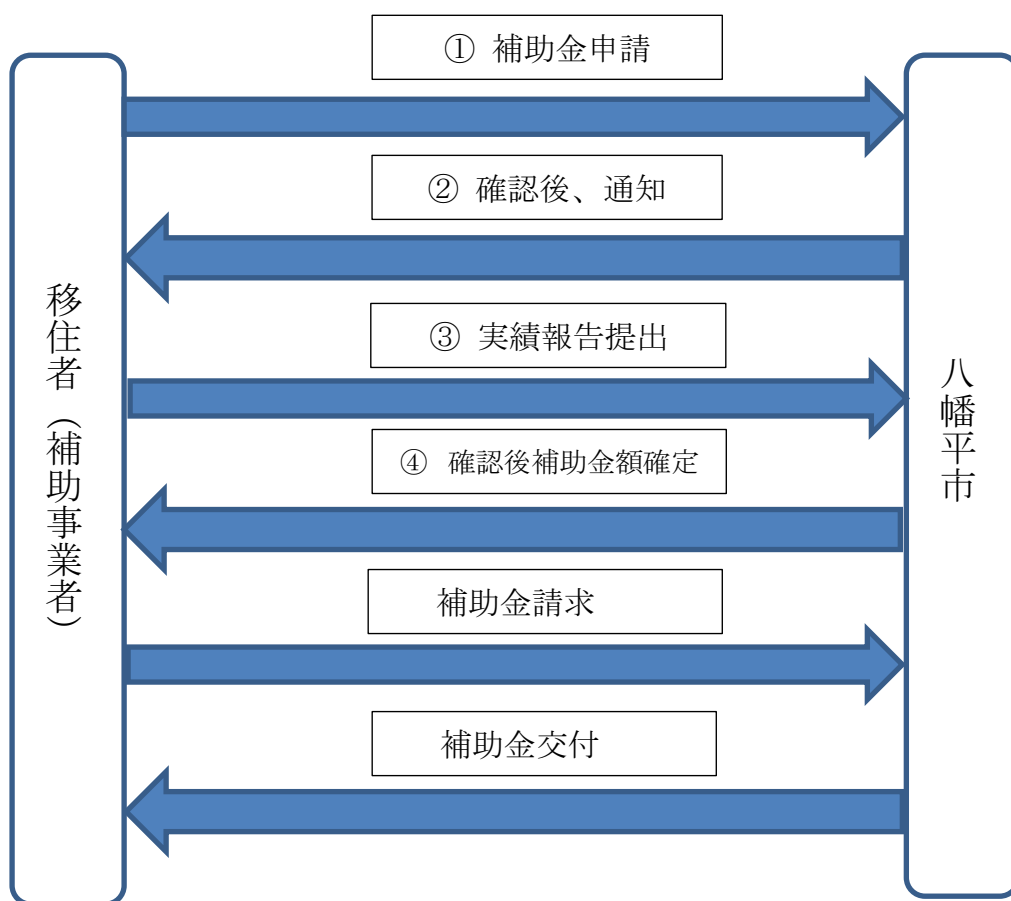
八幡平市移住促進空き家改修補助金

1 制度の目的

この制度は、令和3年4月1日以降に転入する県外移住者の住宅確保を支援することで移住を促進するとともに、市内空き家の有効活用を図ることを目的としています。（県移住促進事業費補助金を導入）

補助金を希望する移住者（補助事業者）からみた制度の流れ

- ① 補助金の交付を希望する移住者（補助事業者）は、補助金申請書等を市に提出します。
- ② 市が内容等を確認し、その結果が移住者（補助事業者）へ通知されます。
- ③ 改修工事完了後に実績報告書を市に提出します。
- ④ 市が実績報告書を確認後、請求に基づいて補助対象となる補助金の額を確定し、補助金を交付します（支払い）。



2 対象となる移住者

この制度における対象の移住者は市に住民登録する直前に、連続して5年以上県外に住民登録のあった方で、市空き家バンクに登録された空き家を所有または賃貸により使用する方、かつ改修工事終了の日から3年以上継続して本市に住民登録を有する意思のある方です。

3 対象となる改修工事

令和3年4月1日～令和4年3月31日に実施され、完了される改修工事を対象とし、過去にこの制度の補助金を受けていない方に限ります。

補助金の交付の対象となる改修工事は、県内に主たる事務所を有する建築会社、工務店、公益社団法人八幡平市シルバー人材センター等が施工し、かつ、国、県又は市による他の補助等（耐震に係る補助を除く。）を受けていないものであって、次のいずれかに該当するものです。

- (1) 台所、浴室、トイレ等の水周りに係る改修工事
- (2) 床及び畳の張替並びにドア等の開閉部分に係る改修工事
- (3) 屋根の破損又は雨漏りに係る改修工事
- (4) 前各号に掲げるもののほか、居住するために必要と市長が認める改修工事

4 補助金の額

対象工事に要した費用の2分の1以内に相当する額（1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）で、20万円が上限となります。

5 申請方法

申請を予定される方は、必ず事前に相談をお願いします。

【相談期間】

令和3年4月1日（木曜日）～令和3年12月28日（火曜日）

【申請期間】

令和3年4月1日（水曜日）から令和3年12月28日（火曜日）

※工事開始予定の約2週間前までに提出してください。

【提出書類】

- (1) 八幡平市移住促進空き家改修補助金交付申請書（様式1号）
- (2) 工事見積書の写し
- (3) 工事設計図または完成予定図
- (4) 施工前の現況写真
- (5) 連続して5年以上県外に住民登録があったことを証明する書類
（戸籍の附票、住民票除票など）

【申請用紙の入手】

申請用紙は、以下のいずれかの方法により入手できます。

- ・まちづくり推進課窓口
- ・市のホームページからダウンロード

【提出方法と提出先】

まちづくり推進課に持参するか、送付してください。

なお、送付する場合は封筒に「移住促進空き家改修補助金交付申請書在住」と明記してください。

〒028-7397

八幡平市野駄第21地割170番地

八幡平市まちづくり推進課定住促進係 宛

6 交付決定

申請書類を確認し、決定内容を通知します。なお、補助金交付に係る基準は、次のとおりです。

- (1) 補助事業者の要件を満たしているか。
- (2) 申請内容や提出書類が適切であるか。

7 申請の取り下げ

補助金の交付決定を受けた改修工事について申請の取り下げを行う場合は、補助金の交付決定通知を受領した日から起算して7日以内に、八幡平市移住促進空き家改修補助金交付申請取下書(様式第3号)を提出してください。

8 改修工事の内容の変更(中止、廃止)

補助金交付決定を受けた改修工事の内容について、変更(中止、廃止)が生じた場合には、市の承認を受ける必要があります。その場合は、変更(中止、廃止)の理由が生じた日から起算して7日以内に次の書類を提出してください。ただし、軽微な変更*は除く。

- (1) 八幡平市移住促進空き家改修補助金変更(中止、廃止)承認申請書(様式第2号)
- (2) 工事変更見積書の写し
- (3) 工事変更設計図または変更後の完成予定図

※ 軽微な変更・・・軽微な変更とは、交付決定の額の変更を伴う変更以外のものです。

9 実績報告

改修工事が完了した日から起算して14日以内に事業実績報告書等を市に提出してください。

- (1) 八幡平市移住促進空き家改修補助金実績報告書(様式第4号)
- (2) 工事費用の請求書及び領収書の写し
- (3) 工事設計図または完成見取り図
- (4) 工事施工後または作業完了後の写真

10 補助金の支払い

移住者(補助事業者)から提出された八幡平市移住促進空き家改修補助金交付請求書(様式第5号)の請求日から30日以内に支払います。

11 交付決定の取消し、補助金の返還

次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部を取り消すことがあります。その場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助金の返還を命ずることがあります。

- (1) 補助事業者が偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたと認められるとき。
- (2) 改修工事終了の日から3年未満に市外へ転出したとき。

12 Q&A

Q：自分で材料を買って改修したものは補助の対象になりますか。

A：なりません。県内に主たる事務所を有する建築会社、工務店、公益社団法人八幡平市シルバー人材センター等が施工した場合に限ります。

Q：申請前に工事に着手してしまいましたが補助の対象になりますか。

A：なりません。交付決定後に着手する必要があります。